

仕組預金(上限金利特約付 TIBOR 連動型変動金利定期預金) 規定

この規定は、個人のお客さま向け仕組預金（上限金利特約付 T I B O R 連動型変動金利定期預金）についての当行の取扱いを記載したものです。

1. (商品性)

(1) この預金は、第2回以降の各利息計算期間に適用される利率が、利率決定日における T I B O R 金利に連動して、後記①または②のいずれか低い方に自動的に決定・変更されるタイプの仕組預金です。

①利率決定日の T I B O R 金利に当行所定の上乗せ金利を加える方式により算出された利率

②上限金利

(2) この規定において、後記①から⑦までの各用語は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、それぞれ後記①から⑦までに定める意味を有するものとします。

①「営業日」とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

②「上限金利」とは、前記(1)①の方式により算出された利率がこれを上回るときに適用されるこの預金の利率の上限をいいます。

③「T I B O R 金利」とは、当行が一般社団法人全銀協 T I B O R 運営機関によって公表される日本円 T I B O R を基準として合理的に決定する利率をいいます。ただし、この預金に係る当該公表された日本円 T I B O R が年率ゼロ%を下回る場合には、「T I B O R 金利」は年率ゼロ%とみなします。なお、T I B O R とは、T o k y o I n t e r B a n k O f f e r e d R a t e の略称です。

④「中間利払日」とは、預入日から満期日の前日までの間に到来する、預入日の1年後の応当日および以後6ヵ月ごとの応当日（いずれも営業日以外の日に該当するときは、その翌営業日）をいいます。

⑤「当初利率」とは、第1回利息計算期間に適用される預け入れ時の約定利率をいいます。

⑥「利息計算期間」とは、預入日または直前の各中間利払日から各中間利払日または満期日の前日までの期間をいいます。

⑦「利率決定日」とは、第2回以降の各利息計算期間について当該各利息計算期間の直前の利息計算期間に係る中間利払日の2営業日前の日をいいます。

(3) 第2回以降の各利息計算期間に適用される利率が決定・変更されたときは、遅滞なく（遅くとも当該各利息計算期間の満了前に）、届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送することにより、お知らせします。

(4) この預金の商品性については、この規定のほか、当行から交付する商品概要等の書面をご覧のうえ、説明を受けてください。

(5) この預金の預入は日本国内に居住する方に限らせていただきます。

2. (預け入れの可否等)

(1) この預金は、その商品内容、リスクおよび重要事項等を十分に理解し、自己の判断と責任において申し込んでください。

(2) この預金は、預け入れの都度、当行所定の時期、方法により申し込んでください。預け入れの可否については、当行の判断に従うものとします。

3. (預金の支払時期)

(1) この預金は、満期日（満期日が営業日以外の日に該当するときは、その翌営業日を満期日とします。）以後

に利息とともに支払います。

- (2) この預金は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金は、満期日にあらかじめ指定された当行のお客さま名義の預金口座に入金するものとします。ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以後に後記7.の方法により支払います。

4. (証券類の受入れの禁止)

この預金は、小切手その他の証券類の受入れができません。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり支払います。

①中間払利息として、各利息計算期間（ただし、最後の利息計算期間は除きます。）ごとに、当該各利息計算期間の日数およびその期間に適用される利率（第1回利息計算期間の場合は当初利率、第2回以降の各利息計算期間の場合は前記1.（1）①または②のいずれか低い方の利率）によって計算した利息額を、各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 預金口座へ入金指定の場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

B. 入金指定にもかかわらず指定口座に入金できない場合には、払戻請求書その他当行所定の書類に届出の印章により記名押印して証書とともに取扱店に提出してください。

②満期払利息として、最後の利息計算期間の日数およびその期間に適用される利率（前記1.（1）①または②のいずれか低い方の利率）等をもとに当行所定の方法によって計算した金額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) 後記6.（1）①から⑥までのいずれかによりこの預金を中途解約する場合、その利息については、解約日の属する利息計算期間の初日から解約日の前日までの日数およびその期間に適用される利率（第1回利息計算期間の場合は当初利率、第2回以降の各利息計算期間の場合は前記1.（1）①または②のいずれか低い方の利率）等をもとに当行所定の方法によって計算した金額を、この預金とともに支払います。ただし、支払額は、後記6.（2）の「損害金」をこの預金の元利金から控除した残額になり、損害金の金額のいかんによっては、預け入れ時の払込金額を下回ることがあります。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算するものとし、1円未満は切捨てます。

6. (中途解約)

- (1) この預金は、次の各場合を除き、満期日前の中途解約ができません。

①預金者につき相続の開始があったとき。

②預金者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。

③預金者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。

④預金者が、この預金をもってするのでなければ、当行に対する借入金等の債務を弁済することができないなどの事由により、やむを得ずこの預金を中途解約しようとする場合において、当行の承諾を受けたとき。

⑤期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、預金者が当行に対する借入金等の債務を履行しなければならない場合において、当行が、その債務とこの預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、相殺するとき。

⑥前記①から⑤までのほか、当行がやむを得ないものと認めてこの預金を中途解約するとき。

(2) 前記(1)①から⑥までのいずれかによりこの預金を中途解約する場合、中途解約に伴い発生する解約日から満期日までの期間に対応する、この預金に内蔵されたデリバティブの再構築額等を当行所定の計算により算出し、その算出額を「損害金」としてこの預金の元利金から控除して残額(損害金の金額のいかんによっては、預け入れ時の払込金額を下回ることがあります。)を支払います。

7. (預金の解約)

この預金を前記3.(2)の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して取扱店に提出してください。

8. (届出事項の変更、証書の再発行等)

(1) 証書や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。

(2) 前記(1)の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(3) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 証書を再発行(汚損等による再発行を含む。)する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

(5) ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届出てください。

③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記①および②と同様に届出てください。

④前記①から③までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

⑤前記①から④までの届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (印鑑照合)

証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定をし、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の債権または借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書に受取の記載をし届出の印章により記名押印して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の属する利息計算期間の初日から到達日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間については当該利息計算期間に適用される利率(第1回利息計算期間の場合は当初利率、第2回以降の各利息計算期間の場合は前記1.(1)①または②のいずれか低い方の利率)を、満期日以後の期間については当行の計算実行時の普通預金の利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 2. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

1 3. (証書の効力)

前記3.(2)の満期日自動解約により満期日に元金をあらかじめ指定された口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに取扱店に返却してください。

1 4. (準拠法、裁判管轄権)

- (1) この預金取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この預金取引について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

1 5. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

付則：実施日（平成28年9月12日）以降に到来する各中間利払日または満期日に係る中間払利息または満期払利息の計算にあたっては、対応する各利息計算期間についての利率決定日におけるTIBOR金利に関して、前記1.（2）③（ただし書きを含む。）が適用されるものとします。

実施日：2020年3月16日